

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟、大阪地裁判決について、全国センターは、以下の談話を発表しました。

2010年5月25日

国は控訴せず被害者を救済し、国と石綿関連大企業による抜本的なアスベスト対策を確立せよ

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟、大阪地裁判決について

働くもののいのちと健康を守る全国センター 事務局長 今中 正夫

5月19日、大阪地方裁判所は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（第一陣、被害者26名）において、国に対して総額4億3505万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

この判決はアスベスト被害についての国の責任を初めて認めた画期的判決である。私たち全国センターは、国は控訴せずこの判決に従い泉南および全国の被害者の救済を進めること、また来年見直すことが予定されている石綿健康被害救済法の抜本的改善をはじめ、アスベスト健康被害者への十分な補償、健康管理体制の確立、新たな被害を予防する施策などを含め抜本的な対策を講ずることを求めるものである。

判決は、国がアスベストの危険性を昭和34年には知りながら昭和35年において「局所排気装置の設置を義務付けなかったこと」、及び昭和47年に「石綿粉じん濃度の測定結果の報告及び改善措置を義務付けなかったこと」は違法であるとして、国の不作為責任を認めた。また判決は、国の責任は、使用者らと共同不法行為の関係にあるが、国に一次責任があるとした。さらに判決は「石綿による健康被害が慢性疾患でかつ不可逆的で重篤化する」という被害の重大性を認め、アスベスト被害を償う損害賠償を命じた。しかし近隣ばく露による被害について、アスベストとの因果関係を否定したことは認めることができない。

泉南アスベスト被害の救済は急務である。「生きているうちに救済を！」は原告ら被害者すべての共通の願いである。私たち全国センターは泉南の被害者らの「国は控訴するな」の運動に全面的に支援する。

この判決を力に、すべてのアスベスト健康被害者に対する十分な補償を求める運動をさらに強める。また同じく国と石綿関連大企業の責任を問う首都圏建設アスベスト訴訟など全国各地の被害者のたたかいに連帯し、国と石綿関連大企業による総合的で抜本的な石綿対策を求めてさらに奮闘することを表明する。